

箕面市インセンティブ発注にかかる制限付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、箕面市が発注する公共工事の請負契約において、建設業者の健全育成を図るとともに、本市の災害応急復旧に貢献した建設業者を評価し、その取組の一層の拡大を目的に実施する制限付一般競争入札(以下「インセンティブ入札」という。)の取扱いについて、箕面市契約事務手続要綱(平成24年箕面市訓令第36号。以下「要綱」という。)第13条第2項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 インセンティブ入札に係る競争入札参加資格は、箕面市契約規則(昭和55年箕面市規則第40号)第2条及び要綱第12条に定めるほか、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 箕面市災害時応援協定を締結している事業者(入札参加者が構成員として所属する法人その他の団体が当該協定を締結している場合は、その構成員とする。以下「応援協定事業者」という。)であり、入札実施年度の前5年度において箕面市災害時応援協定に基づき災害応急復旧工事の実績があること。
- (2) 応援協定事業者以外の事業者について、入札実施年度の前5年度において災害発生時に箕面市の緊急出動要請に基づき災害応急復旧工事の実績があること。

(入札実施要件)

第3条 インセンティブ入札の実施要件は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号の要件に該当する事業者が5者以上いること。
- (2) 対象件数は工種ごとの年間の入札予定件数の1割以下とする。
- (3) 入札実施年度の前5年間の災害応援の実績件数に応じてインセンティブ入札を実施することとし、次の表に掲げるものとする。

実績件数	対象となる入札
1件以上	設計金額が3,000万円未満の土木工事又は建築工事
5件以上	設計金額が3,000万円以上5,000万円未満の土木工事又は建築工事

(入札決定手順)

第4条 インセンティブ入札の決定の手順は、次のとおりとする。

- (1) 原則として、インセンティブ入札の実施は、その年度の土木工事又は建築工事の入札予定案件の中から、前条の実施要件に該当するものを選定し、総務部契約検査室が決定する。
- (2) 前号の決定時期は、毎年度4月とする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。